

第 25 期 第 11 回
別海町農業委員会総会議事録

令和6年4月30日 開会

別海町農業委員会

第 2 5 期 第 1 1 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 6 年 4 月 3 0 日)

○開催日時 令和 6 年 4 月 3 0 日 (火)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 事務局職員の人事異動について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可書の返戻の報告について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 4 条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 令和 6 年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（26名）

会長 27番 信夫重勝
会長代理 26番 加藤真純

1番	羽石健一	2番	加藤	藤	祐	介
3番	芳賀	5番	石	森	裕	治
6番	石毛	7番	押	田	賢	二
8番	山田良	9番	木	幡		誠
10番	佐々木	11番	竹	花	智	子
12番	猿谷忠	13番	畠	山	友	子
14番	市川義	15番	藤	田	浩	義
16番	石田昌	17番	及	川	哲	夫
18番	小島	19番	斉	藤	春	雄
20番	岸本	21番	伊	藤	一	吉
22番	豊島	23番	目	黒	英	夫
24番	岡崎	25番	大	内	敏	光

○欠席委員（1名）

4番 阿部 浩

○農業委員会事務局出席職員

事務局 事務局長	川畑智明
総務担当 主幹	成瀬広子
農地調整担当 主幹	大山晋作
農地調整担当 主任	川原浩貴
農地調整担当 主事	後藤良介
農地調整担当 主事	加藤智也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

17番 及川哲夫 18番 小島 敏

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席17番 及 川 哲 夫

議席18番 小 島 敏

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 6 件、議案 7 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 11 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 26 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 4 番阿部委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。17 番及川委員、18 番小島委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「事務局職員の人事異動について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川畑事務局長）

報告第 1 号、事務局職員の人事異動について。職員に事務の一部を委任する規程第 1 条により、次のとおり事務局職員の異動発令を行ったので報告する。

1 令和 6 年 4 月 1 日出向、主査 志渡正勝、別海町へ出向を命ずる。
主事 齊藤一真、別海町へ出向を命ずる。

2 令和 6 年 4 月 1 日付任命、別海町主査 成瀬広子、別海町農業委員会職員に任命する。主幹を命ずる。別海町主事 後藤良介、別海町農業委員会職員に任命する。主事を命ずる。事務局勤務を命ずる。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局長に権限を委任した事務の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長(信夫会長)

日程第2 報告第2号「農地法第4条第1項の規定による許可書の返戻の報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(大山主幹)

報告第2号、農地法第4条第1項の規定による許可書の返戻の報告について。次の者から令和4年2月28日開催第21回総会において審議し許可した農地法第4条第1項の規定による許可書について、返戻があったので報告する。

本件は令和4年2月28日開催第21回総会において審議し許可された案件ですが、許可を受けた者がバイオガス発電設備の建設を断念したことにより許可書の返戻があったものです。それでは議案の朗読をさせていただきます。

第1号、届出人、[]番地の[]、[]。申請地、[]番地[]、[]m²。転用目的、バイオガス発電設備建設。返戻の理由、バイオガス発電設備を増設するに十分なバイオガスの発生量を見込んでいたが、バイオガスの発生量が足りず発電設備の増設を断念することとなったため。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、返戻の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質

ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長(信夫会長)

日程第3 報告第3号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(大山主幹)

報告第3号、農地法第4条許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和6年1月31日開催の第8回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります3月19日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第4号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和6年2月29日開催の第9回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります3月19日としております。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 報告第5号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業

完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第5号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和5年度に農地転用許可を行った案件につきまして令和6年4月17日に現地調査を行ったものです。報告内容につきましては申請時における計画どおりですので、申請者、土地所有者、計画高、出来高、事業完了年月日を朗読させていただきます。

第1号、申請者、[]番地、[]。土地所有者、[]番地の[]、[]。砂計画高[]m³に対し出来高[]m³。事業完了年月日、令和5年12月16日。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきまして、18番小島委員お願いいたします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。4月17日に石森委員、大内委員、事務局で行ってまいりました。綺麗に整地されておりました、特に問題ないと見てまいりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

報告第5号の委員説明が終わりました。ここで、報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（信夫会長）

日程第 6 報告第 6 号「農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第 6 号、農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は 30 件の報告がありました。農地法第 2 条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第 6 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第 6 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。なお、20 号につきましては 番 委員に関する案件となりますので、議事参与制限とさせていただきます。それでは報告第 6 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第 6 号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第 6 号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第 7 議案第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 7 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第 18 条第 6 項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第 1 項の規定による可否の決定を求める。本案は 2 件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期 6 か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただ

きます。

第1号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和5年6月19日から令和8年6月18日まで。合意解約成立の日、令和6年3月22日。土地の引渡し
の時期、令和6年3月22日。

第2号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和2年4月30日から令和12年4月29日まで。合意解約成立の日、令和6年4月17日。土地の引渡し
の時期、令和6年4月30日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問
ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を
求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり許可
することに決定します。

◎日程第8 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。賃借期間、許可日から30年間。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、母の全地を使用貸借により借り受けるものである。賃借期間、許可日から40年間。

第3号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]番地、[]。譲受人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は[]円で、1ヘクタール当たりの単価は約[]円となっております。

第4号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]番地、[]。譲受人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は[]円で、1ヘクタール当たりの単価は約[]円となっております。

第5号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]番地の[]、[]。譲受人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は[]円で、1ヘクタール当たりの単価は約[]円となっております。

第6号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]番地の[]、[]。譲受人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため等価交換するものである。譲受人は、農地を有効活用するため等価交換するものである。

第7号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]番地の[]、[]。譲受人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする

する土地の表示、[] ー 外 [] 筆、計 [] m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため等価交換するものである。譲受人は、農地を有効活用するため等価交換するものである。

第 8 号、申請人の住所氏名、貸人、[] 番地の []、[]。借人、[] 番地 []、[]。許可を受けようとする土地の表示、[] ー 外 [] 筆、計 [] m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。賃借期間、許可日から 5 年間。賃貸価格は [] 円で、1 ヘクタール当たりの単価は約 [] 円となっております。

第 9 号、申請人の住所氏名、貸人、[] 番地の []、[]。借人、[] 番地 []、[]。許可を受けようとする土地の表示、[] ー 外 [] 筆、計 [] m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。賃借期間、許可日から 5 年間。賃貸価格は [] 円で、1 ヘクタール当たりの単価は約 [] 円となっております。

第 10 号、申請人の住所氏名、貸人、[] 番地の []、[]。借人、[] 番地の []、[]。許可を受けようとする土地の表示、[] ー 外 [] 筆、計 [] m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。賃借期間、許可日から 3 年間。賃貸価格は [] 円で、1 ヘクタール当たりの単価は約 [] 円となっております。

以上で議案第 2 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第 2 号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1 号につきましては、15 番藤田委員。2 号につきましては、13 番畠山委員。3 号及び 8 号、9 号につきましては、18 番小島委員。4 号から 7 号及び 10 号につきましては、25 番大内委員にお願いいたします。

それでは、1 号につきまして 15 番藤田委員お願いいたします。

○15 番 藤田委員

はい、御説明します。[] さんと [] さんの親子間の使用貸借の更新案件となっております。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2 号につきまして 13 番畠山委員お願いいたします。

○13 番 畠山委員

はい、御説明いたします。本件は [] さんの後継者である [] さん

へ経営移譲することに伴う使用貸借案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号及び8号、9号につきまして18番小島委員お願いいたします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。3号の[]さんと[]さんの件なんですけれども、今まで賃貸をしていたものを、この度、[]さんが[]さんから農地を取得する案件です。

8号、9号についてですが、[]さんが所有している農地、それから、[]さんが経営している[]の農地を含めて、[]に5年間賃貸する案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、4号から7号及び10号につきまして25番大内委員お願いいたします。

○25番 大内委員

はい、4号と5号についてですが、共に[]が取得することになりましたのでよろしくお願いします。

6号及び7号についてですが、[]さんと[]さんそれぞれの土地の傍に相手の土地がありまして、今までは名義はそのまま使いやすいように相手の土地を使っていたんですが、この度、正式に名義を変更して使用していくことになりましたので、よろしくお願いします。

最後に10号の[]さんについてですが、営農はされているのですが規模を縮小する方向にありまして、[]が土地を欲しいということで3条での賃貸となりました、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第2号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[] ー [] 外 [] 筆、面積、計 [] m²。目的、農業用施設建設。計画内容、倉庫外、計 [] m²。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、[] 番地 []、[]。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、[] ー []、面積、[] m²。目的、ロール置き場。計画内容、牧草置き場外、計 [] m²。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、[] 番地 []、[]。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。なお、第2号につきましては [] 番 [] 委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与制限により一時退席を求めます。

（ [] 番 [] 委員 一時退席 ）

○議長（信夫会長）

それでは第2号につきまして調査に当たられた委員の説明を求めます。

5番石森委員お願いします。

○5番 石森委員

はい、御説明いたします。中山間のかかっていない部分をロール置き場にする転用案件です。4月17日に大内委員、小島委員、事務局と現地を見てまいりました。特に問題ないと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の2号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号の2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号の2号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

ここで、 番 委員に対する議事参与制限を解除します。

（ 番 委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、1号につきまして、調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきましては、25番大内委員お願いします。

○25番 大内委員

はい。4月17日に農業委員3名と事務局とで現地を見てまいりました。この場所は報告第2号で発電施設で許可を求めているところを返戻されたところです。その同じ場所に今回、倉庫を建設するということで現場を見てまいりました。特別問題ないものと見てきております、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の1号の委員説明が終わりました。それでは議案第3号の1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号の1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第10 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]、計 [] m^2 。契約内容、賃貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、計 [] m^3 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者、[]番地 []、[]。転用者、[]番地、[]。

次号から3号までの契約内容、区分、許可理由、土地利用計画につきましては同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]—[]、計 [] m^2 。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、計 [] m^3 。所有者、[]番地 []、[]。転用者、[]番地、[]。

第3号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]—[]、計 [] m^2 。目的、火山灰採取。計画内容、火山灰採取量、計 [] m^3 。所有者、[]番地の []、[]。転用者、[]番地、[]。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。なお、第3号につきましては []番 []委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与制限により一時退席を求めます。

（ []番 []委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは第3号につきまして調査に当たられた委員の説明を求めます。

5番石森委員お願いします。

○5番 石森委員

はい、御説明いたします。[]さんと []との火山灰採取の案件でございます。現地を調査したところ、整備されており特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第4号の3号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第4号の3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませ

んか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、議案第4号の3号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

ここで、 番 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長(信夫会長)

議事を再開します。

それでは、1号及び2号につきまして、調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきましては、18番小島委員。2号につきましては、25番大内委員をお願いいたします。

それでは、1号につきまして18番小島委員お願いします。

○18番 小島委員

はい。 さんなのですが、砂採取の継続案件ですのでよろしくお願いいたします。

○議長(信夫会長)

続きまして、2号につきまして25番大内委員お願いいたします。

○25番 大内委員

はい、 さんなのですが、ここは長年にわたって砂を採っているところの継続案件となります。今までのところは整地されており、問題ないと見てまいりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長(信夫会長)

議案第4号の1号及び2号の委員説明が終わりました。それでは議案第4号の1号及び2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第４号の１号及び２号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

(10時55分から11時10分まで休憩)

◎ 日程第 11 議案第 5 号

○議長（信夫会長）

日程第 11 議案第 5 号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第５号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第５第１項第６号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項により決定を求める。

本案は全部で 12 件ございます。内訳は所有権の移転が 4 件、利用権の設定が 8 件となっております。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

第１号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、
 。所有権の移転をする土地、 -
外筆計 m²。所有権の移転をする者、札幌市中央区北５条西
６丁目１番地２３、公益財団法人北海道農業公社　理事長　小田原輝和。所
有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和
６年５月１日。対価、 円。対価の支払い方法、指定口座
に振込。対価の支払い期限、令和６年７月３１日。引渡し の 時 期 、 対 価 の 支
払 日 。 当 事 者 間 の 法 律 関 係 、 売 買。

次号から第3号までの所有権の移転をする者、対価の支払い方法、対価の支払い期限、引渡しの時期、当事者間の法律関係、次号から4号までの利用目的、所有権の移転時期については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、
[redacted]。所有権の移転をする土地、
[redacted]一[redacted]、計[redacted]m²。所有権の移転の内容、対価、
[redacted]円。

第3号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。
所有権の移転をする土地、 一外筆、計 m²。所
有権の移転の内容、対価、 円。

第4号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]一[]、計[]m²。所有権の移転をする者、[]番地の[]、[]。所有権の移転の内容、引渡しの時期、令和6年5月1日。当事者間の法律関係、贈与。調整委員、大内委員、市川委員。

続いて利用権の設定です。

第1号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]一[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和6年5月30日。終期、令和9年5月29日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年、12月31日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、山田委員、阿部委員。

次号から第8号までの利用権の種類、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]一[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。始期、令和6年6月1日。終期、令和9年5月31日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年、11月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、畠山委員、加藤真純委員。

次号から第6号までの内容、次号から第8号までの借賃の支払いの方法については同文ですので朗読を省略いたします。

第3号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]一[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、始期、同上。終期、同上。借賃、年間[]円。調整委員、同上。

第4号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]一[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、始期、令和6年5月1日。終期、令和8年6月18日。借賃、年間[]円。調整委員、同上。

次号から第8号までの始期については同文ですので朗読を省略いたします。

第5号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]一[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、終期、令和7年4月30日。借賃、年間[]円。調整委員、竹花委員、木幡委員。

第 6 号、利用権の設定を受ける者、[]番地の []、[]
[]。利用権を設定する土地、[]
[] 外 筆、計 [] m²。利用権の設定をする者、[]
[]番地の []、[]。設定する利用権、終期、令和 11 年 4 月 30 日。
借賃、年間 [] 円。調整委員、羽石委員、目黒委員。

次号から第 8 号までの利用権の設定をする者、終期、調整委員については同文ですので朗読を省略いたします。

第 7 号、利用権の設定を受ける者、[]番地の []、[]
[]。利用権を設定する土地、[] 外 筆、計 []
[] m²。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。借賃、
年間 [] 円。

第 8 号、利用権の設定を受ける者、[]番地の []、[]
[]。利用権を設定する土地、[] 外 筆、計 []
[] m²。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間 []
[] 円。

以上で議案第 5 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第 5 号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の 1 号から 3 号につきましては、北海道農業公社の売渡し案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

なお、利用権の設定の 7 号につきましては [] 委員に関する案件ですので、
[] 番 [] 委員につきまして農業委員会等に関する法律第 31 条及び別海町
農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を
求めます。

（ [] 番 [] 委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは、利用権の設定の 7 号につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。利用権の設定の 7 号につきまして、1 番羽石委員お願いいたします。

○1 番 羽石委員

はい、説明します。7 号ですが、[] さんが [] さんに賃貸している畑の
更新で、5 年間で同条件の更新となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

利用権の設定の 7 号の委員説明が終わりました。それでは利用権の設定の 7 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を

求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、利用権の設定の7号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議事参与制限以外の案件につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。所有権の移転の4号につきましては、25番大内委員。利用権の設定の1号につきましては、8番山田委員。2号及び3号につきましては、13番畠山委員。4号につきましては、3番芳賀委員。5号につきましては、11番竹花委員。6号及び8号につきましては、1番羽石委員。

それでは、所有権の移転の4号につきまして、25番大内委員お願いいたします。

○25番 大内委員

はい、御説明いたします。この土地は明渠を挟んでそれぞれ自分の土地が相手の畑の方へいってしまい使いにくいため交換する場所なんですけれども、さんが持っていた畑の方が前の所有者であるさんの農業者年金の関係で名義の変更が遅れまして、両者取り替えるものですが、さんの方はもう終わってしまして、今回、さんからさんへ贈与するというものです。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の1号につきまして8番山田委員お願いいたします。

○8番 山田委員

はい、説明いたします。さんとさんの賃貸借で、同じ内容での更新です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号及び3号につきまして13番畠山委員お願いいたします。

○13番 畠山委員

はい、2号、3号ともにさんの土地を期間満了に伴いさんとさんに同条件で賃貸するものです。同条件での更新となりますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、4号につきまして3番芳賀委員お願いいたします。

○3番 芳賀委員

はい、この件ですが地元で離農者が出まして、地域分散で合理化事業で進

めているのですが、それに伴い集約する線引きが変わるということで、この借賃についての利用権の設定の一部を変更するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、5号につきまして11番竹花委員お願いいたします。

○11番 竹花委員

はい、説明いたします。本件は、期間満了に伴う更新案件で、同条件での更新となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、6号及び8号につきまして1番羽石委員お願いいたします。

○1番 羽石委員

はい、御説明いたします。6号及び8号ですが、 さんの賃貸の更新で、5年間で同条件の更新となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。それでは、議案第5号の議事参与制限以外の案件につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第5号の議事参与制限以外の案件につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第12 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第12 議案第6号「令和6年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第6号、令和6年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について。令和5年度別海町農地移動あっせん指導価格を次のとおり定める。

本町のあっせん指導価格につきましては、平成10年に80万円を上限と設定して以降変更はございません。現状を踏まえまして、令和6年度においても価格の設定は畑1ヘクタール当たり80万円を上限とするものであります。

以上で議案第 6 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第 6 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、価格の設定に関する案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第 6 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第 6 号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第 13 議案第 7 号

○議長（信夫会長）

日程第 13 議案第 7 号「現況証明願いについて」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第 7 号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第 9 第 4 項の規定により証明する。
今月は 2 件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、所在、[]—[]、面積 []㎡。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の []、[]。

第 2 号、所在、[]—[]、面積 []㎡。利用状況、宅地。所有者、[]番地の []、[]。

以上で議案第 7 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第 7 号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1 号につきましては、18 番小島委員。2 号につきましては、25 番大内委員。

それでは、1 号について 18 番小島委員よろしく願いいたします。

○18 番 小島委員

はい、4 月 17 日に見てまいりました。[]さんは 4、5 年前に旦那さんを不慮の事故で亡くしておりまして、今は子供たちと一生懸命経営をしているところであります。将来的には育成舎を建てたいという考えがあり

まして、見てまいりました。特に問題ないと見てまいりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして25番大内委員お願いいたします。

○25番 大内委員

はい、こちらも4月17日に現地を見てまいりました。この土地は
さんのご主人が生前に本牛舎として使っていた場所でありまして、元々農地ではないということが明らかでありますので、問題ないと見てまいりました。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第7号の委員説明が終わりました。ここで議案第7号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第7号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第11回総会を閉会します。